

2021年4月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 消費者問題 その3
架空請求・不当請求について
- 民事執行法改正 その3
金融機関等からの情報取得
- 無料相談会のご案内
- 料金のご案内／事務所のご案内



vol.85



エバー総合法律事務所

消費者問題 その3

架空請求・不当請求について

1 はじめに

国民生活センターのホームページによれば、消費者トラブルの一つとして架空請求や不当請求があげられています。形を変えながら、突然金銭を請求してくるというやり方は後を絶ちません。

このほかにもニセ電話をかけてくる振込め詐欺など特殊詐欺も相変わらず続いており、コロナ禍の時勢に乗じてワクチンにかこつけて支払を求めるものもあるようです。その時々話題に応じて人々の不安につけいって行くので、新聞、テレビやネットなどを通じて的確な情報を得ておくことが必要です。

以前からよくあったのが、葉書や封書で、公的機関を装い、支払わないと裁判を起すといつて支払を求めるものです。専門家が見ればウソであることは分かりますが、一般の方が見れば動揺して対応を間違ってしまうのもやむを得ないほど巧妙なものもあります。

今回は、架空請求・不当請求の一例として、突然身に覚えのないサイトから料金請求が来たケースが取り上げられていましたので、そのような場合の対応についてご紹介したいと思います。

2 身に覚えのない請求が文書やメール、SMSなどで来た場合の対応について

どなたでも知らない請求が来た場合には動揺してしまうものです。ひょっとしたらあれに関する請求かなと結びつけてしまうことさえあります。このような詐欺請求に不安を感じるのは、葉書や封書の場合にはどうして自分の住所や氏名が分かったのか、メールやSMSの場合もどうしてアドレスや携帯電話の番号が分かったのか、という個人情報情報が奪われてしまっていることへの不安を感じるためだと思います。

身に覚えのない請求への対処としては、まず指定された連絡先に連絡しないこと、要求されたサイトへのアクセスをしないことが大切です。住所や氏名、あるいは携帯電話番号やアドレスが知られただけでは、ただちに危害が及ぼされることはありません。まずは無視すること

です。不安だったら弁護士に相談してください。もし連絡してしまうと、相手にさらにこちらの情報を与えてしまうことになりますし、また、反応したということで、犯罪者に対し、だましに弱いという悪いメッセージを与えてしまうことになります。

上記のホームページによれば、不安をおおる言葉、例えば「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「差し押さえ」「強制執行」という言葉も記載されていることがあります。しかし、実際に自宅に来たり勤務先に来たりすることはほとんどありません。来るとすれば特殊詐欺のケースですが、差押えや強制執行を装って来たとしてもそのような手続を行うにはまず訴訟手続や公正証書を作成するというその前段階の行為が必要になります。そのような手続を行っていないにもかかわらずいきなり「差し押さえ」や「強制執行」はありませんので、詐欺と考えると警察に通報してください。もし何等かの事情で適正な手続として行われているのであれば、それを証明する公的な文書と身分証明書を保有していると思いますので、警察官に確認してもらえばよいでしょう。銀行員を装ったり、公務員を装ったり、様々な手口を犯罪者側は考えているので、万が一自宅などに押し掛けてきた場合には、身分証明書など公的な証明書を確認することです。

改めて申し上げますと、手紙やメール、SMSによる架空請求では、ほとんどのケースではそれ以上の行動に出ることはありませんので、様子を見守り、不安であれば弁護士に相談してください。

3 例外的に対応が必要な場合について

上記のとおり、特殊詐欺については警察に通報（自宅などに押し掛けてきた場合）、そのほかは基本的には無視でよいのですが、例外的に対応が必要な場合があります。ごくまれですが過去に出会い系サイト事業者が裁判を起こしてきた事例があり、このようなケースには注意が必要です。もし、裁判所からの文書が送付された場合には、必ず文書を開封して内容を確認し、弁護士に早急に相談してください。架空請求であっても、放置すると判決をとられて、本当の請求にすり替えられてしまいます。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2021年4月21日水曜日、4月27日火曜日、5月6日木曜日、5月12日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

民事執行法改正 その3

金融機関等からの情報取得

民事執行法の改正の概要についてはVOL.72でとりあげました（バックナンバーはホームページに掲載していますのでそちらをご覧ください）。令和2年4月から施行された改正の一つに金融機関などの第三者からの情報取得があります。今回この点について改めて取り上げてみたいと思います。

1 金融機関等からの情報取得について

勝訴判決など執行力のある債務名義（強制執行ができることを示す文書のことを言います）を持っている債権者は、債務者が任意に履行しない場合には強制執行をしなければなりません。債務者の財産情報がないと強制執行もできません。金融機関に対する預金の全店照会は、弁護士法に基づく照会手続でも一部の金融機関しか応じていない状況ですが、この改正法の施行により、全店照会が可能になりました。要件としては、以下のとおりとなります。

- ① 強制執行または担保権の実行における配当等の手続（申立の日より6カ月以上前に終了したものを除く）において債権者が金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき
- ② 知れている財産に対する強制執行を実施しても、債権者が金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったときとされています。

なお、債権者が情報取得したということは債務者にも通知されます。運用上、通知時期は、債権者への情報提供から1カ月ないし1ヶ月半程度とされていますが、債権者としては、債務者に通知される前に強制執行をしなければなりません。通知をされた後は差し押さえを免れるために債務者が預金の解約や払戻等の手続を行う可能性がありますので、再度の情報取得というのは事実上困難になると思います。そのため金融機関の選別には、どの範囲の金融機関に行くのか、費用も含めて慎重に検討する必要があります。

金融機関以外にも社債、株式等の振替機関に対する情報取得もできることになりました。法文上、証券保管振替機構が含まれていますが、実際の手続では証券保管振替機構からの情報取得は困難な運用がなされており、各証券会社を選定する必要があります。

また、執行力のある債務名義を有する債権者のみならず、一般の先取特権を有する債権者もこれらの情報取得ができます。一般の先取特権とは、たとえば、債務者の財産の保存、清算又は配当に関する共益費用、雇用関係に基づく給料関係、葬儀費用などが該当します。これらは判決をとらなくても強制執行できます。

なお、この情報取得によって得られた情報は、強制執行のために得た情報ですから、そのほかに利用することはできません。もし目的外に利用すると30万円以下の過料を課せられますので注意が必要です。

2 市町村や年金機構、共済組合から情報取得が可能な場合について

債権者の有する債権が、婚姻費用分担に基づくものであったり、養育費に関するものである場合や、生命や身体への侵害に対する賠償請求権である場合には、市町村に対して税務上知りえた情報や年金事務により知りえた情報、つまり勤務先に関する情報などを取得することができます。給与などを差し押さえるために債務者の勤務先を知ることができることとなります。ただ、この場合には、金融機関に対する情報取得とは異なり、債務者の財産開示手続が実施されることが必要で、それから3年以内に行う必要があります。

3 最後に

これまでもある程度債務者の預金先が予想される場合には、ダメ元でいきなり預金差押をすることもありました。その点では改正法は債権者側の情報取得手段として有効な手段になると思いますが、情報取得の方法はほかにも様々な方法があるので、お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3,300円

1時間 5,500円

予約電話番号 043-225-3041

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

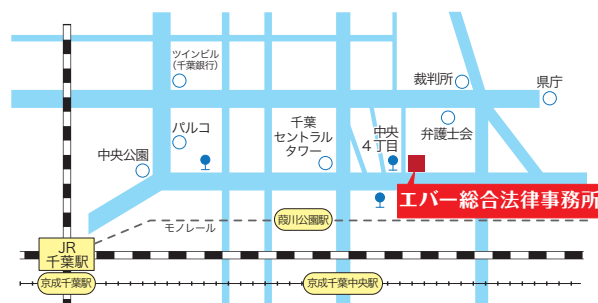
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。